

区画整理の実施が可能な事業一覧

※主要な事業のみ

山口県  
H24.4月版

区分	国庫補助事業・交付金事業					単独事業	
	公共事業		非公共事業				
事業名	農山漁村地域整備交付金 又は 地域自主戦略交付金		地域自主戦略交付金		農業体質強化基盤整備促進事業	単農農山漁村整備事業	
	農地整備事業 (経営体育成型)		中山間地域総合整備事業	農山漁村活性化対策整備に関する事業			
旧事業名	経営体育成基盤整備事業	経営体育成基盤整備事業	中山間地域総合整備事業	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金 (基盤整備促進)	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金 (里地棚田保全整備)		
	(一般型)	(面的集積型) (農業生産法人等育成型)		(生産基盤型)	事業メニュー：⑤区画整理 要件類別：6		事業メニュー：57小規模農林地等保全 整備 要件類別：22等
工種	区画整理	区画整理	ほ場整備	区画整理	(1) 農地の簡易な整備 区画整理	区画整理	ほ場整備
事業内容	将来、効率的で安定的な経営体が農業生産の大部分を担う農業構造確立のため、必要な生産基盤及び生活環境基盤の整備を経営体の育成と一体的に実施	将来、効率的で安定的な経営体が農業生産の大部分を担う農業構造確立のため、必要な生産基盤及び生活環境基盤の整備を経営体の育成と一体的に実施	中山間地域の地形条件等に即した生産基盤整備を実施	農業の生産性の向上と安定的な農業経営確立のため、多様な営農が可能な水田の汎用化などの、きめ細かな土地基盤整備を担い手の育成に併せて実施	簡易な農業生産基盤整備、土地改良施設の整備、地域内外の住民の活動に必要な施設の整備を実施	農地集積の加速化や農業の高付加価値化等によって、我が国農業の体質を強化することを目指すため、農地の区画狭小・排水不良、農業用水の不足等の農業生産基盤の課題について、迅速かつきめ細かく対応していくための整備を実施	農用地につき行う区画整理及びこれと相当の関連がある他の工事を一体的に実施
実施要件	①事業対象は農振農用地であること。 ②受益面積の合計が20ha以上 ③促進計画、集積促進整備計画の作成  【一般型の場合】 ④担い手数の増加 (認定農業者数が事業開始時に比べ30%以上増加、又は【認定農業者数/全農家戸数】が当該地区に係る市町、農協、農業委員会等が協議して定める目標以上となること) ⑤完了時における担い手利用集積率の増加 例) 事業開始時 担い手集積率20%未満 → 完了時 30%以上 事業開始時 担い手集積率95%以上 → 完了時 さらに増加  ※【担い手要件】 以下のいずれかを満たす担い手の育成が必要 ①認定農業者(個人、法人) ②特定農業団体 ③農業者 16歳以上、経営面積3.5ha以上(組織の場合はオペレーターの作業面積) 目標年度までに認定農業者となる見込みがあること	①事業対象は農振農用地であること。 ②受益面積の合計が20ha以上 ③促進計画、集積促進整備計画の作成  【農業生産法人等育成型の場合】 ④次のいずれかを満たす農業生産法人等が育成されること。 1) 事業完了時に戸別所得補償の対象となる農業生産法人が新たに育成されること。 2) 存在する農業生産法人が、完了時、新たに戸別所得補償の対象となる特定農業法人となること。 ⑤完了時に農業生産法人等の農地利用集積率が30%以上となることが見込まれること。  【面的集積型の場合】 ④事業完了時に、担い手の経営農用地のうち、面的集積団地要件を満たす農用地面積の割合が、事業開始時の面積集積率に応じて定められる増加割合以上に面的に集積されること。 例) 事業開始時 13%未満 → 完了時 20%以上 事業開始時 66.5%以上 → 完了時 さらに増加  ※受益面積は地形上連続していること等を原則とするが、面的集積型の場合は以下の要件を満たす場合はこの限りでない。 1) 面的集積を進める基本方針の策定 2) 営農上のみとまりのある営農区の規模が合計60ha以上 3) 農用地集積加速化整備構想の策定	①事業対象は農振地域であること。 ②5法指定地域(若しくは準する地域)又は5法指定地域を含む市町村であること。 ③農業生産基盤整備事業の受益面積の合計が次の基準を満たす地域。 【県営】20ha以上 【団体営】10ha以上 (県営、団体営共、ほ場整備を10ha以上含むことが必要) ④農村振興基本計画に基づく実施計画が策定された地域。 ⑤生産基盤の実施地域は、林野率50%以上かつ勾配1/100の農用地面積が全農用地面積の1/2以上を占める地域であること。	①事業対象は農振農用地であること。 ②活性化計画を作成すること。 ③事業メニューに応じた要件を満たすこと。  ○要件 【担い手育成型】 受益面積5ha以上であり、かつ担い手への利用集積が見込まれるもの。 ※担い手要件、集積要件等は農地整備事業と同。  【農地維持保全型】 受益面積5ha以上であり、かつ土地改良施設等の整備・保全が見込まれるもの。	①活性化計画を作成すること。 ②事業メニューに応じた要件を満たすこと。  ○要件 ①5法指定地域(若しくは準する地域)であること。 ②次のいずれかを満たす地域であること。 【里地地域】 基金設置市町村に属する地域であり環境創造区域内であること。  【棚田地域】 勾配1/20の農用地が全農用地面積の1/2以上を占める地域。 ③受益面積1ha以上、受益戸数3戸以上	①事業対象は農振農用地であること。 ②戦路作物又は地域振興作物を生産する地域を対象としていること。 ③整備計画を作成すること。 ④1地区あたりの事業費の合計が200万円以上であること。等	①受益面積が2ha(中山間1ha)以上20ha(中山間10ha)未満 ただし、一定団地の農地面積が2ha(中山間1ha)以上あれば、施工面積が2ha(中山間1ha)未満であっても実施可能  ②区画の大きさは、30aを標準とする。ただし、中山間地域等地形的条件により緩和可能  ③事業費が500千円以上  【平成25年度までの実施】
	事業主体	県	県	県・市町村・土地改良区・農協等	市町村・土地改良区・農協等	県、市町、土地改良区他	県、市町等
負担割合	【一般地域】 国50%、県30%、地元20%  【5法指定地域】 国55%、県30%、地元15%	【一般地域】 国50%、県30%、地元20%  【5法指定地域】 国55%、県30%、地元15%	(県営) 国55%、県30%、地元15%  (団体営) 国55%、県15%、地元30%	【一般地域】 国50%、県15%、地元35%  【5法指定地域】 国55%、県15%、地元30%	(県営) 国55%、県30%、地元15%  (団体営) 国55%、県10%、地元35%	(県営) 【一般地域】 国50%、県30%、地元20% 【5法指定地域】 国55%、県30%、地元15% (団体営) 国50%、県未定 【5法指定地域】 国55%、県未定	県 30~50% (市町の財政力指数による) 市町  【市町が事業主体の場合】 県費を含め事業費の65%以上 【その他団体が事業主体の場合】 県費を含め事業費の60%以上

※その他中山間(一般型)、集落基盤、農地環境でも可能